

G・v・ペロウとO・ブルンナーの中世国家論の 比較について

坂 田 正 二

The Comparison of the Views of the *Staatliche* in the Middle
Ages with those of G. v. Below and O. Brunner

Seiji Sakata

中世社会が、中世特有の「社会関係」によって成り立っているというこの理解は、中世史研究の原点とも言えようが、その理解をめぐる、はげしく対立する場合もあるようである。今とりあげる二つの「中世国家」論もこの中世特有の社会関係の理解の仕方をめぐる対立を基軸として展開しているように思われるので、中世史研究における社会史的方法を確認する意味を含めて、この際取りあげてみたいのである。

中世史研究を行なうときの基本的立場について考えるとき、「中世国家」をどのように把握するかということが、1つの重要なクリテリウムになる。すなわち、もし、中世に「国家」というものを考えるとすれば、それはどのような意味や内容をもっているものかという問題であり、また、そのときに「社会関係」をどのように見るかということによって、「中世国家」のイメージが大きく変化するように思われてならないのである。今の場合多くの歴史家を取りあげることがむずかしいので、極めて典型的な2人の歴史家 G. v. Below と O. Brunner の社会関係の概念とそれによる中世国家の構造の把握の相違について考えてみたいのである。このふたりの歴史家のすべての著作について触れることができないので、G. v. Below の場合は *Der deutsche Staat des Mittelalters*, 1914, Leipzig の第2版 (1925年) を代表的にとりあげ、O. Brunner の場合は、かれの代表的な著作といわれる *Land und*

Herrschaft, Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Südostdeutschlands im Mittelalter, 1939, Wien の第2版 (1943年) を代表的に取りあげてみたいのである。なお、おことわりしておきたいことは、ペロウが死んだのは1927年 (生まれは1858年) であり、ブルンナーの書物の発行は1943年なのでブルンナーの意見をペロウは直接的に反論することができなかったということである。すなわちペロウ＝ブルンナー論争が学界で行なわれたというわけではないのである。そうではなくて、O. Brunner によるペロウ批判があるのみであるが、しかし、その内容を検討してみるとこの両者の社会構成の把握の仕方、ひいては中世の国家構造の把握の仕方に極めて明らかな対比がみられるので、両者を比較にすることによってドイツにおける中世史研究の動向の一端を知ることができるため、任意に研究を進めているということなのである。中世社会史研究の方法論を確定させるための一つの関門であると言ってもよいかも知れない。

そこで、まずペロウの中世国家論における社会関係のとりあつかいかたに注目してみたい。ペロウは極めて明敏な頭脳により、鋭角的な論争をしながら自論を展開するのを特色とする人であるが、かれの主張したい点は、中世国家は近代国家とは基本的に相違があるとしても、その中に事実上「国家的なもの—*Staatliche*」が連続的に存在しているということであっ

た。¹⁾ この明らかな前提をどのように証明するかということに、かれの基本的問題意識があったのである。中世社会においては、レーン制、封建制などといういわば人格的紐帯や、私法的な契約関係にもとづく体制が支配的であるという考え方を批判し、²⁾ 中世においても客観的公法的な「国家的なもの」が認められるということを主張したかったのである。これは G. ワイツのような中世初期のゲルマン国家＝フランク王国において国家的なものが認められるという主張³⁾ や、P. ロートのフランク時代のベネフィキウムの研究のように、⁴⁾ 国庫から土地が家臣団に貸し出されたり国王の命令によりベネフィキウムができたりすることを確認し、国家的なものを中世初頭においても認めようとするドイツ中世史研究の一連の流れの中から出てきたものであることは否定できないところであり、このような学問的系譜⁵⁾ の中で、ペロウは何を中世社会の中の国家的なものの指標とみたかと言うと国王の特別地位 (Sonderstellung) の確認による国王権力の実在ということであった。つまりレーンの授受をめぐる連鎖的ピラミッドの主従関係を軸とする支配関係とは質的に異なった別体系の支配関係すなわち国王と下臣団体 (Untertanenverband) の関係⁶⁾ を確認したいということであった。つまり、私的な性格を拭い切れないがレーン関係を基軸にし、それを積みあげて行くという封建体制とは別に——すなわち、形式的には私法的だが、機能的には公法的であるというミッターの主張⁷⁾ とは別に——それらとは截然と分離されるべき公的な国家目的に対応する機能や組織を確認したいということなのである。この点に関するペロウの確認作業

の全体について述べることは避けたいが、一例として紹介したいのは国王権力の至上性 (Souveränität) を証明するものとして国王裁判権の絶対性について主張している点である。これは、別の言葉で言えば、ペロウの有名なテーゼ“Gerichtsbesitz adelt.”(裁判権所有は身分を高貴にする)の思惟構造を裏面から説明できるところでもある。かれは権力行使の中核的機能として裁判権を考えているのであるが、裁判権は本質的に言って国家的機能であり、「裁判権はその付与の手続き関係において私的な関係を通して特定の個人に与えられるという形体をとったとしても、ただちに私的な関係から上昇して、かれを(裁判権行使をする人を)国家的な人格にする」という考え方⁸⁾からも理解できるように、国家機能と国王権力は合致し、封建的支配構造が実体的には国家的構造に移行せしめられるということを主張しているのである。つまり国家目的が普遍性・公共性ということにおかれていて、公的機能を行行使する場合には、すべて国家的なものの実在を認めることができるという論理構造を知るのである。この普遍的公的機能の代表的なものとして裁判権を考えているのであるが、そもそも裁判権というものは国王権力の一部であらねばならず、その具体的執行形体として地方の支配者に裁判権を委任 (delegieren) しているのだというペロウのいわゆる委任理論 (Delegationstheorie) が出てくる場所である。そこで、裁判権を委任された者は、その裁判権の普遍性、公共性の故に、社会的身分も上昇し、貴族化するというのである。大体以上の点が「ペロウのテーゼ」と言われるものの中心であるが、このことはやがて国王の社会的地位にも関

1) ペロウによれば、「中世のドイツ法制の国家的性格について証明すること」は26年間の課題であり、それを今公刊することになったと序言及び本文の中で述べている。(G. v. Below, *Der deutsche Staat des Mittelalters*, 1925 (2. Aufl.) Vorwort, III.)

2) ders., S. 57 usw.

3) G. Waitz, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 1882.

4) P. Roth, *Geschichte des Benefizialwesens*. 1850.

5) ペロウの著書に対するゾームの讀辭の中で明らかにのべている。(S. XXI.)

6) ders. S. 207ff.

7) H. Mitteis, *Land und Herrschaft, Bemerkungen zn dem gleichnamigen Buche Otto Brunnes*, HZ., Bd. 163 (1941), S. 488.

8) G. v. Below, a. a. O., S. 247.

係し、国王の特別地位 (Sonderstellung) を作り出して行き、やがてそれが国王権力の絶対性・至上性 (Souveränität) を生み出して行くという論理になるのである。このことは、封建関係とは別個の社会構造を必要とし、それを下臣団体 (Untertanenverband) と名付けているのである。このことは、近代国家の国家理念と本質的に同質のものであり、量的な相違はあるとしても近代国家と中世国家の間に質的な相違は認められないということになってくるのである。やがてこの論理は、O. ブルンナーによってきびしく批判されるところである。⁹⁾

ところで、このようなベロウの論理構造も、それが歴史的研究である限り、やはり史実に依って説明を進めているわけであり、その論理を批判することは同時に史実の解釈の批判でなくてはならないであろう。それによってベロウとブルンナーの中世社会に対する把握の仕方の相違がより明らかになるであろう。

最好例はフェーデについてのベロウとブルンナーの解釈の相違であろう。実はベロウはフェーデについては、行数にしてわずか13行しか直接には記述していない。¹⁰⁾ その主旨を追ってみよう。中世とは国家の存在を疑わしくするフェーデ権というものがあると主張する人もある。しかし、フェーデ権はあくまでも補助法 (subsidiäres Recht) と理解すべきであって、補助法が存在しうるのは、他面に整序された裁判制度をもつ国家の存在が前提にされているからこそ存在しうるものである。つまりこのような一種の自衛権を行使することができるのも国家的なものが作用しているからであって中世社会の一部にフェーデ権が残っているということは、むしろ側面的に国家的なものの実在を証明することであって国家的裁判機能を否定するものではないという解釈を示しているのである。そしてフェーデ権について、これ以上の議論の余地はあるまいと述べているのである。

しかし、O. ブルンナーにとってはフェーデ権の实在こそまさに中世社会の基本的特色を示すものと考えているのであるから、自説を展開するためには、まず、このベロウの解釈を批判することから始めなければならなかった。ブルンナーによれば、ベロウはフェーデの事実から眼をそむけ、歴史の事実を直視することを拒否していると批判している。¹¹⁾ さらに、このことが中世的国家構造の内的理解に不足をまねきそれがやがて中世社会の全体の理解の重要な障害となっていると述べているのである。つまりベロウにあっては、中世国家と近代国家の区別がなく、近代国家の特殊性とか中世国家の特殊性とかというような各時代の個性に相応した歴史像が描かれていないと言い、このような中世的現実を無視するような発想は、まさに非歴史的な発想であると批判しているのである。ブルンナーにとってはフェーデがあればこそ中世的なものであり、中世的であるということは中世には統一的な至上権としての国家的機能が存在していなかったという点にかれの主張の基本をおいているのである。¹²⁾

ではフェーデと対照的な概念であるフリーデについてはどのような解釈の相違がみられるであろうか。まず大きな相違は、ブルンナーにとってはフリーデはフェーデと一対の概念であり、一定の権利が安定的に確定されている状態をフリーデと呼び、それが侵されたときにフェーデが発生するということになるのである。¹³⁾ つまりフリーデもフェーデも同一の社会概念の中から出てくるものでポジティブな方向に出てくるものとネガティブな方向に出てくるものとの相違はあっても、内容的には同質のものであると考えているのである。フェーデなき状態がフリーデであり、フリーデなき状態がフェーデなのである。ところが、ベロウにおいてはフェーデとフリーデは相関関係を持たないのである。ベロウの論旨¹⁴⁾をしばらく追ってみよう。古代ゲルマンのように好戦的な生活を称讃される時代で

9) O. Brunner, a. a. O., S. 174ff.

10) G. v. Below, a. a. O., S. 203. なお、フェーデについて関連的に述べているところは他にもある。

11) O. Brunner, a. a. O., S. 175.

12) ders, S. 189f.

13) ders, S. 32f.

14) G. v. Below, a. a. O., S. 199.

も、¹⁵⁾ フリーデは求められている。つねにフリーデはあらゆる秩序の基礎であり、フリーデの維持こそ共同態 (Gemeinwesen) の頂点に立つものの義務であり、責任であったと想定しているのである。この一定の社会関係の中における「安全と秩序の維持されている状態」を作り出す目的から「法の支配」が作り出され、その法の支配を貫徹する主体として国王権力が作り出されるという論理を展開しているのである。つまり、国王の権力構造の基礎は領域内のフリーデの維持・確保の責任ということにあるのであり、そのために当然必要とされる裁判権の行使こそ国王支配権の中核的部分であるということになるのである。その意味で、裁判権が貴族階級の社会的ランクの上昇の契機¹⁶⁾を与えるものであり、また国王権力が貴族に裁判権を delegieren することにより貴族権力の成長をみたという理論を生み出すことにもなるというのである。実は、この論理はゲルマン法学者の言う国家権力形成過程についての論理展開の方法なのであり、特にペロウのみにみられる展開ではないかも知れないが、ペロウにあっては、特に明瞭にあざやかに展開されていると言うことはできると思うのである。このようにフリーデとは国家形成のモメントをなすものであり、フリーデこそ、中世に「国家的なもの」の成長を促す端緒を与えるものであり、中世社会の権力構造を分析するときを忘れることのできない要因を持っているというのである。すなわち、^{ハウス}共同体の中にはその中の秩序を維持するためにハウスフリーデがあり、そのハウスフリーデを機能させるために^{ハウスフアーターレヒト}家父長権が必要とされてくるのであり、村落には^{ドルフ}ドルフフリーデがあり、^{ラント}ドルフフリーデを機能させるために村落裁判権が、領国にはラントフリーデがありラントフリーデを機能させるために^{ラントスヘルシヤフト}ラント支配権がそれぞれ成立してくると説明しているのである。このペロウの論理展開は、今日の国家論と本質的に同質のものであり、近代的国家論をそのまま中世社会に投影し、国家的なもの^の源流を探し出そうと

していると言うことができるのである。

これに対して、O. ブルナーによる中世社会内部におけるフリーデとは「権力が行使されてはならない状態」¹⁷⁾にあることであり、「友人相互が相互に援助し合う義務を果すことにより安全が保たれる状態」¹⁸⁾を想定しているのであって、ペロウの論理とは明白な対照をなすのである。ペロウにあってはフリーデが権力構造を生み出し、権力構造に守られてフリーデが存在し得るのに対して、ブルナーにあっては権力の行使されないところにフリーデがあり、客観的法体系に基づく権力構造によってフリーデが守られるのではなく、主観的法体系に基づく地縁の血縁の友人関係の相互援助義務によってフリーデが守られるという中世社会には中世社会に特有の意識構造があることを指摘し、その重要性を認識することをもって、かれの研究の基本的視点としたのであった。

このようにフェーデ・フリーデをめぐるペロウ・ブルナーの二人の見解のはっきりした対比の状態をみたわけであるが、このようなブルナーの見解に立つとき、「中世国家」とはどのようなものになるのであろうか。ここでブルナーの中世国家論にも一応ふれておくことが必要であろう。

ブルナーは、中世社会においては Staat という語はあまり重要視せず、公法的機能を果すものとして Reich を認めているのであるが、その Reich という語も多義であり、単に国王人格を指す場合、国王直轄領を指す場合、ラントをラント法に従って支配する場合等がみられる。¹⁹⁾ Reich の三つの意味のうち、前二者は今は関係なく、最後の意味で用いられている場合のみを注目して行きたい。

ラントの持つ国王選出権、ライヒ会議と平行して存在するラント会議、Königsfriede とか Reichsfriede という語が実在しないのに対して Landfriede という語は明らかに実在すること、ライヒスアハトの地域的^{ライ}限界がラントであったこと、レーン制的に機能する帝

15) Tacitus, Germania, C. 6, 7, 13, 14, 15. 22.

16) G. v. Below, a. a. O., S. 247.

17) O. Brunner, a. a. O., S. 22.

18) ders, S. 24.

19) ders. S. 189ff.

ヒスヘルファールト
 国軍役と併存するラント軍役等の事実は、ラントとライヒが法的構造において上下の関係にあったものではないということを推測させるのである。ラント法とライヒ法は垂直的構造にあるものではなく、それぞれ別の側面を構成する別の体系であったことを知るのである。ライヒ自体が自己完結性を持った権力構造ではなく、ラントと併存することによって始めて完結する体制であったことを知らねばならないと主張するのである。このことは、また裁判高権が、上から下へと delegieren されることはあり得ないわけであり、ライヒは、常にラントと併存的関係にあったと言うのである。そのラントは、またドイツの民衆が良き古き法の伝統主義的支配関係の中から自生的に作り出したものであるから、ライヒをラントのほかには作り出したものは、国王人格でもなければ、家産的国家思想でもない。また全く観念的な法人格性 (Rechtspersönlichkeit) で フォルク でもないわけであり、実にドイツ民衆の共同体への意志 “Gemeinschaftswillen des deutschen Volks” が生み出したと言うことができるのではないであろうか。ラントはすでに法的に完結性をもっているものなのであるが、それであればライヒの形成にはむしろ阻止的に作用するはずであるが、それが、ライヒを形成する作用を果すということはそれなりの意義をラントの側から承認されたときにはじめて可能になるものであり、ラントの側からラント自体の保護を要求したところから出てくるはずであり、それはラントの持っている自己完結的な法秩序を補完するものではあり得ても、それを侵害するものであってはならなかったのである。これこそ中世社会の民衆の意志なのであって、このライヒとラントの関係は、正しくラントとハウスの関係であって、ライヒやラントは、それぞれラントやハウスを中核とし、ライヒやラントを外枠として成立したものに他ならないのであって、その逆では決してないということこそ、中世社会意識にとっては正しく合理

的な社会構造であったのであるということをブルンナーは主張しているのである。

では、このようなベロウとブルンナーの中世国家論の相違はどこから出てきたのであろうか。それは、中世社会のとらえ方、つまり中世社会における民衆のとらえ方、より正確に言えば中世社会における権力構造の中での民衆のとらえ方に相違があり、ここから、論が大きく分裂したと言えるのではないかと思うのである。ここにおいて、ベロウは フォルク をどのようにみているかということについて触れてみたい。

ベロウは、前掲の著書 *Der deutsche Staat des Mittelalters* の巻頭を、学問上の師父と仰ぐ Sohm の書簡をもって飾っているが、その中でゾームは Otto v. Gierke の言う Genossenschaftsrecht 理論のもつ概念の不毛性を克服し、新たな生氣を吹きこんだ点にベロウの最大の功績を認めているのであるが、⁵⁾ これは Waitz による古代ゲルマン時代、P. Roth によるフランク時代に対してなされた国家性の存在を中世全般にわたって実証せんとしたところにベロウの功績を認めているということでもあるのである。このことから理解できるようにベロウは自分の最大の論敵としてギールケを念頭においているのであり、この書物においても、ギールケの “Das deutsche Genossenschaftsrecht” に対する反論で終止していると言っても過言ではないのである。叙述形式においても、問題提起に代えて、Haller の Patrimonialstaat の批判から始まり、ギールケの批判に終るという方法をとっているのも、この方向に相呼応するものと言うことができよう。つまり、privat なものに対する öffentlich なもの シュタートリッヘ を探り出そうとするベロウは、そこから「国家的なもの」を見つけ出すよう努力し、ハラーからギールケにいたる諸学説を批判することは、自己の立場を主張するためにも避けて通ることのできなかつた関門であったのである。つまり、ハラー²⁰⁾やギールケのごとくす

20) C. L. v. Haller, *Restauration der Staatswissenschaft*, 1820. この書において、ハラーは、一切の公権力の源泉は私的所有 (Patrimonium) に発し、公権的支配と私的所有の間には単に量的な相違があるのみであるという保守的国家論を説いた。すなわち、私的所有 (家産) の自立性が各人に分有されるかぎりにおいて国家を承認するのであり、領主と家臣の間にそれぞれ私的所有は確保されているが、量的相違のため、その間に支配関係が形成されるというのである。しかし、単に量的な相違にとどまるため、その支配の本質は、(1)道徳的義務、(2)私的利害関係の計算、(3)契約というような私法的関係に還元されると主張したのである。この理論がそのまま通用したとは言えないが、その後の中世研究の一つの出発点となったことは事実である。

すべての法的な権力の源泉を私的所有に還元し、モラル私的計算的契約的意識の中において私的所有相互間の結合の要素を求めたのでは、ワイツ→ロート→ゾーム→ペロウの如く公権的な目的的な中世国家の存在する余地は全く残されていないという結果を導き、まづもって論破されねばならなかったのである。

ギールケの団体法説²¹⁾と言われるものは、もちろんハラーの素朴な展開でもなければ、傾向的な権力一元論でもない。ギールケは、ゲノッセンシャフトとヘルシャフトをその結合状態においてとらえようとしているのであり、一般に言われるように素朴な団体法説一辺倒ではない。しかし問題はその結合状態にあるわけで、その結合を可能ならしめるものは、例えばゲルマン的所有概念のごとく(ローマ的 dominium に対するゲルマン的 Eigen のことである) Grundeigentum という意味の中に Grundherrschaft と Grundvermögen の両概念が含まれており、それが同時に矛盾せず、否むしろ不可分の関係にあるという説明の仕方からも理解できるといって、いわゆる具体的で非抽象的な唯一の原型(Wurzel)の中にある単純・素朴な単一概念によって中世社会が形成されていたということが前提されて始めて理解が可能になるものなのである。ゲルマン的意識においては純粹で明確な概念規定は存在せず、例示すれば、細胞分裂以前の原細胞的な、非器官的な概念の前提となるようなものが存在するのみであったのである。他方、別の見方をすれば、それ故にこそ、アミーバ的な全有機体的な作用を営むものでもあったとも言えるかも知れない。このことは地域の支配権についても同様に言うことのできることなのであるが、それらはペロウにとっては鋭い反論を用意させるものであった。つまりギールケの理論は、ハラーのそれよりも一歩進んで未分化・融合的状态の中での公権支配の抽出作業を行なっているにもかかわらず、私権の支配体制を否定しない限り、ハラーの線を抜け切っていないという点においてペロウの否定的指摘をうけたわけである。²²⁾ もっともギールケにおいて強調

していることは団体仲間が自由な結合により構成体を作ったとき、その中に支配関係を生産したとき Corporation となり、そのコルポラチオンが更に上部の支配機構を再生産して行くという考え方であるが、その支配機構のみを抽出して、それに仮に中世国家という名をつけたとしても、それはアプリアリに存在しなければならないと前提されるものではなく、社会的に意識されて組成された統一体の中にある支配機構が前提となつて、それが再生産した社会機構を「国家的なもの」と概念化するだけのことであると言うのである。このようなギールケの基本的構想に対して、ペロウは辛らつた批判を加える。「ゲノッセンシャフトが自由意志によって作られたと言っても、結局は強制的団体(Zwangsgenossenschaft)に転化しているではないか」と。²³⁾ 自由なる意識によって形成された社会関係が、秩序的強制的な社会関係に転化し、やがてステロ化し伝統的形式を伴ってくるとすれば、ギールケ的な前提と帰結のおき方にそれ程大きな意義は考えられず、むしろ、現実には、ステロ化し伝統的形式をもった秩序的強制的社会関係が横行しているのだから、史的に明白に指示することの困難な自由なる意志による団体の形成過程を重要な前提条件を考えることはできないと言うわけである。別の表現をもってペロウの主張する点を言えば、freie Einung から出発したゲノッセンシャフトが、ツバングを得てくるのは、一体何が原因なのか、社会関係の中にはツバングを求める必然的な何ものかが秘められているのではないだろうか。その社会関係の中に、何か「国家的なもの」を求める要因が内在し、潜在しているのではあるまいかというのである。

では、このようなペロウの論理構造の中で民衆はどのように位置づけられるかという問題に入らなくてはなるまい。この問題は、さらに視角を狭くして、フォルクが王権とどのような相関関係の上でとらえられているかということを見ることによってペロウの論理構造に迫りたいのである。

21) O. v. Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, 1828.

22) G. v. Below, a. a. O., S. 31f.

23) ders, S. 37.

ベロウにおいてフォルク自体は極めて明確な定義の仕方をされている。フォルクとは、Leute, Schar, Heereshaufe, Heeresabteilung を言うものであるとされる。²⁴⁾ これだけ取り出して試みたのでは実はベロウの真意を明白にとらえたことにはならないのであって、これは国家の独立性と結合した王権の特別な超越的な地位に対応した一般民衆を意味するものであり、それ自体では公的な行為能力を持たない受動的な民衆、公的な行為には、常に指導者の指導力を必要とする民衆を意味しているのである。言うまでもないことであるが、これらの民衆を個別的にとらえてみたときの行為能力を言っているのではない。つまり個人としての私的な権利義務関係において、行為能力を問題にしているのではない。それらの私的・個人的関係が集合して *allgemeine Stellung* という立場が作り出され、その立場を具体的に形成しているのがフォルクであり、そのフォルクは無意志・無目的なものでは決してなくて、むしろ共同体目的 (*Gemeinschaftszweck*) を明白に持っているのであるが、そのフォルクはあくまでもエスノグラフィの対象であって、その共同体目的を実現する政治的手段を持っていないのである。そこで、この目的を実現するために、国家的なものとか国王権力の特別地位 (*Sonderstellung*) が要求せられ、それらの存在を必然的ならしめ、やがてそれらの地位が超民族的・超地域的なものとなってくると考えているのである。そしてそのときに真の歴史の研究対象として登場するというのである。

この関係は、「土地」をめぐるベロウの理解の方法にも端的に表現されている。「土地」は中世においては *terra* と表現されているが、これもベロウによれば、次の3種の意味に適宜訳し直して理解すべきであると言うのである。²⁵⁾ すなわち、私的な関係を表わすときは *Grundstück* とか *Gebiet* というように表現し、フォルクが定住し、生活している土地を表わすときには *Volksgebiet, selbständiges Gebiet, Landschaft* というような非政治的、非行政的用語を用い、国家的なものとか王権の行使の対象として用いるときには、

Staatsgebiet, Verwaltungsgebiet というように理解して表現すべきであると言っているのである。

ベロウは、また別の事例でも同様の議論を展開している。すなわち *Hundertschaft* の理解の仕方について、²⁶⁾ これは正確に百人を単位とするものではないが、これが自然発生的な定住団体であることは措定できず、このフンデルトシャフトこそ、ゲルマン的社会意識に基づいたフォルク共同体の具体的形体であると考えているのである。このフンデルトシャフトは、その定住地域内の治安を目的として、自生的に対内的な裁判権を作り出したが、これは、正に共同体目的のものであり、やがてフランク王国が形成されて国家的機能が開始したときも、グラーフシャフトの中に何の矛盾もなく組みこまれていったのであると主張しているのである。このようなフンデルトシャフトの理解の仕方は、それ自体としては目新しいものではない。しかし、ベロウの場合は、このフンデルトシャフトがいわゆるフォルクの実体を示しているということであり、それが *Allgemeines, Gemeinschaft* の内容を示しているものであり、それが *Öffentlich* なものとなり、それが、いわゆる国家的なもの基礎をなしており、その国家的なもの母胎を形成するのが、フォルクスゲマインシャフトであるということに大きな特色があるのである。その限りにおいて、当然のことながら、国家行政組織に矛盾なく統合される性質を内在しているということができると言うのである。しかし、フンデルトシャフトが、グラーフシャフトに組みこまれることは、組みこまれると同時にフンデルトシャフトは国王パンの担い手として国王の官僚組織に入ることであり、国家行政組織の一環を形成することであり、それまでの自生的な対内的パン規制とは体質的に変化することを意味しているのである。つまり、共同体目的の具体的執行としての対内的パンから、国王権力の *delegieren* された国王パンへ移行することは、非政治的機構から政治的機構へと移行することであり、フォルクの機構から国家的機構へ移行することを意味していると言うのである。

24) ders, S. 130.

25) ders, S. 134.

26) ders, S. 135.

このようにペロウの主張する点を見渡したとき、ペロウには次のような想定が基本的に秘められているように思えてならないのである。すなわち、中世社会には、私的な関係とフォルクの関係と国家的関係の三者があり、そのフォルク的關係は、完全に非政治的・非国家的関係である私的な関係と政治的国家的関係の中間的な位置にあり、理論的には、つねに政治的国家的関係の前提をなしており、その意味では、フォルク的關係は、フォルクのままではとどまり得ないものであり、政治的国家的諸関係を導き出すし、反面政治的国家的関係はフォルク的關係を無視しては成り立たないということになると考えているように思えるのである。また、国家的関係はそれ自体では完結的でなく、フォルクもそれ自体では独自の機能を完結することはできないものと理解されているように思えるのである。ペロウの中世社会の基本的構造のとらえ方を大体以上のように考えてみたのである。無論、ペロウもゲルマニステンの1人であるが、かれのゲルマン的社会関係のとらえ方から、ペロウ特有の議論が展開していることに注目したいのである。このようにペロウは、ハラーからギールケにいたる議論の中の社会構造の理解の仕方的一面性を指摘し、ペロウ特有の方法でゲルマン的伝統を、私的・公的な全体像の中に位置づけることを試みたわけであるが、やがて、ペロウも、ブルンナーによって、全体的位置づけを強調するあまりにおちいった国家的なものの強調のしすぎを指摘されたわけである。そこで最後に本論をしめくくる意味において、ブルンナーのフォルクのとらえ方にふれてみたい。

ブルンナーのフェーデ・フリーデ研究やグルントヘルシャフトの研究成果を紹介したときにすでに述べたごとく、中世社会が、主観的法体系を中心に構成されていて、フェーデは無権力状態とか権力のカオス状態を意味しているわけではないと主張しているのであるが、このことは中世社会には近代国家において一般的に用いられる諸概念が通用しないということを教えて

くれたのである。例えば、近代社会における「社会」は、整然と体系づけられた国家機構の中では、単に受動的な「精神的物質的価値のトレーガー」²⁷⁾の役割しか与えられないが、中世社会においては、能動的であるはずの国家機構が存在しないのであるから実在しているのは「社会」のみのはずである。ところが、近代に入って諸制度の整備に関連して科学的研究の専門化がすすみ、それぞれの分野の研究において、中世は近世と比べて未完成であり不完全であったというあまりに素朴すぎる結論を得たものがあまりにも多くなったと言っているのである。前述のペロウの研究成果にしても、近代国家の畸型が中世社会の中にも発見できるということにすぎないと批判しているのである。それというも、近代の研究者の方法論の中に潜んでいる分析的思考、(Trennungsgedanken)が、大きく障害になっているのではないだろうかとブルンナーは方法論の立場からまず批判をしているのである。そのような分析的思考をとる限り、分析の立場としては現代的関心を持たざるを得ず、どうしても中世社会に近代の色彩を持ちこむことになってくると考えているのである。そこで方法論としては総合的概念(Sammelbegriff)をとることによって、この障害を乗り越える必要があるわけであるが、この総合的概念による研究対象をフォルクと考えて、またそのためにはVolsordnungを積極的に認識しようとする態度が必要であると言っているのである。われわれが一見するところでは、このフォルクを総合的にとらえて行くということは、あまりにも非科学的な研究方法であるかのごとき印象をぬぐい切れないのであるが、ブルンナーは、中世の生を動的に、立体的に、有機的にとらえて行こうとすれば、これが唯一の可能性のある方法であると考えているのである。それでこそ、フォルクをすべての歴史的生成のトレーガーとして認めることができると考えているのである。²⁸⁾この時にはフォルクは歴史の能動的形成者であり、受動的な位置に甘んじるものではないのである。

27) O. Brunner, a. a. O., S. 128, "Durch die grundlegende Trennung von Staat und Gesellschaft wird der Staat zur juristischen Form und normative Ordnung, die Gesellschaft zur Trägerin der geistigen und materiellen Werte."

28) ders, S. 188.

このような方法論に立って、ブルンナーはフォルクの実体をどのように考えているかと言えば、Land と Haus の二重構造を考えていると思う。Landrecht を持ち Landesgemeinde を構成している Landleute によって成立している Landesherrschaft としての Land と、Hausgewalt を中心に Hausgemeinde を構成している Hausherrschaft としての Haus については、すでに各所においてふれて来たので、今はふれないが、ブルンナーにとって、フォルクとは中世社会の基本となる Land と Haus の総合概念であることを知るのである。従ってフォルクとはその中に中世の本来の体制 Verfassung が含まれているものであって、それこそ具体的で現実的な歴史形成的作用をするものであったのである。別の言葉で言えば、ブルンナーにと

って中世には「国家的なもの」がどうしてもなければならぬという想定をあらかじめ設定することは不必要だったわけで、フォルクすなわち Land and Haus が健在であれば、中世社会は十分に活動していたはずだと考えているのである。

以上のように、ベロウの中世国家論も十分に社会史的であった。無論ブルンナーの所説も社会史的方法が基礎になっていると思うのである。このようにみていると、中世史研究を行なうものにとって社会史的方法は、ある程度必然的に採用せざるを得ない方法論ではないかと思われるのである。しかし、その社会史的方法の中でも、史観により、史実の解釈により、大きく結果に相違を見せてきたことも同時に知ることができたと思うのである。

Summary

It is an essential goal of the study of medieval history to decide whether the *Staatliche* is universal in itself, or it is something historical that especially developed in Modern Ages; for the study of medieval study, if the *Staatliche* is universal, we should regard the social order as the one produced by the *Staatliche*. If the *Staatliche* is not universal, however, we cannot help noticing the proper principle of the social order in Middle Ages different from the one in Modern Ages.

Now, I'll introduce you two scholars G. v. Below (1858~1927) and O. Brunner (1898~), who have opposite opinions in their books: *Der deutsche Staat des Mittelalters*, 2. Aufl., 1927, Leipzig and *Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Südostdeutschlands im Mittelalter*, 2. Aufl., 1943, Wien, and I have tried to compare their opinions in this paper.

G. v. Below asserts that the *Staatliche* is the universal affair and the *Staatliche* in the Middle Ages is succeeded by the Modern Ages.

On the other hand, O. Brunner maintains that in the Middle Ages there was the proper principle of the social construction, apart from the modern state.

As this paper tells you, I compared both scholars' conceptions as that of *Gerichtsbarkeit*, *Fehde*, *Friede* and that of *Volk*. I think that these different conceptions are the opposite points of not only the two scholars, but the two currents of German schools.